

[REDACTED]
[REDACTED]
法務省民二第 364 号

平成 25 年 8 月 20 日

法務局長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局長

大規模災害からの復興に関する法律等の施行に伴う筆界特定の手続に関する事務の取扱いについて（通達）

大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）、大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成 25 年政令第 237 号）及び大規模災害からの復興に関する法律及び東日本大震災復興特別区域法に基づく筆界特定の申請に係る筆界特定申請情報の特例等に関する省令（平成 25 年法務省令第 20 号）が公布され、本日から施行されることとなりましたが、これに伴う筆界特定の手続に関する事務の取扱いについては、下記の点に留意し、事務処理に遺憾のないよう、貴管下筆界特定登記官に周知方お取り計らい願います。

なお、この通達中、「復興法」とあるのは大規模災害からの復興に関する法律を、「復興特区法」とあるのは東日本大震災復興特別区域法（平成 23 年法律第 122 号）を、「不登法」とあるのは不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）を、「不登規則」とあるのは不動産登記規則（平成 17 年法務省令第 18 号）を、「特例省令」とあるのは大規模災害からの復興に関する法律及び東日本大震災復興特別区域法に基づく筆界特定の申請に係る筆界特定申請情報の特例等に関する省令をいいます。

おって、平成 23 年 12 月 22 日付け法務省民二第 3128 号法務省民事局民事第二課長依命通知「東日本大震災復興特別区域法等の施行に伴う筆界特定手続に関する事務の取扱いについて」は、廃止します。

記

第 1 復興法の施行に伴う筆界特定の手続に関する事務の取扱いについて

1 復興法の概要

(1) 復興法の目的等

復興法は、大規模な災害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興を図るために、その基本理念、復興のための特別の措置等について定めることにより、大規模な災害からの復興に向けた取組の推進を図り、もって住民が安心して豊かな生活を営むことができる地域社会の実現に寄与することを目的とするものであり（復興法第1条）、復興法により設けられる復興のための特別の措置は、復興特区法において東日本大震災という個別の大災害について執られた個別の措置である復興整備計画の実施に係る特別の措置（後記第2の1）と同様の措置を一般化するものである。

(2) 復興基本方針等

政府は、特定大規模災害（著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害に係る災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置されたものをいう。以下同じ。）が発生した場合において、当該特定大規模災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、復興基本方針を定めなければならないものとされ（復興法第8条第1項）、また、特定大規模災害を受けた都道府県の知事は、復興基本方針に即して、当該都道府県の区域に係る当該特定大規模災害からの復興のための施策に関する方針（以下「都道府県復興方針」という。）を定めることができるとされた（復興法第9条第1項）。

(3) 復興計画

ア 特定被災市町村（特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した地域又はこれに隣接し、若しくはこれに近接する地域その他の復興法第10条第1項各号に掲げる地域のいずれかに該当する地域をその区域とする市町村をいう。以下同じ。）は、復興基本方針（特定被災都道府県（当該特定被災市町村を包括する都道府県をいう。以下同じ。）が都道府県復興方針を定めた場合にあっては、復興基本方針及び当該都道府県復興方針）に即して、単独で又は特定被災都道府県と共同して、復興計画を作成することができるとされた（復興法第10条第1項）。

イ 復興計画には、復興計画の区域、復興計画の目標、復興計画の期間

等のほか、復興整備事業（復興計画の目標を達成するために必要な次の(ア)から(ス)までに掲げる事業をいう。以下第1において同じ。）に係る実施主体、実施区域その他の大規模災害からの復興に関する法律施行規則（平成25年内閣府令51号）第3条に規定する事項を記載するものとされ（復興法第10条第2項）、特定被災市町村及び特定被災都道府県は、復興計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないとされた（同条第6項）。

(ア) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第7項に規定する市街地開発事業

(イ) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項に規定する土地改良事業（同項第1号から第3号まで及び第7号に掲げる事業に限る。）

(ウ) 復興法第21条第1項に規定する復興一体事業

(エ) 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第132号）第2条第2項に規定する集団移転促進事業

(オ) 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第1項に規定する住宅地区改良事業

(カ) 都市計画法第11条第1項各号に掲げる施設の整備に関する事業

(キ) 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第2条第10項に規定する津波防護施設の整備に関する事業

(ク) 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第4条第1項に規定する漁港漁場整備事業

(ケ) 森林法（昭和26年法律第249号）第41条第3項に規定する保安施設事業

(コ) 液状化対策事業（地盤の液状化により被害を受けた市街地の土地において再度災害を防止し、又は軽減するために施行する事業をいう。）

(サ) 造成宅地滑動崩落対策事業（地盤の滑動又は崩落により被害を受けた造成宅地（宅地造成に関する工事が施行された宅地をいう。）において、再度災害を防止するために施行する事業をいう。）

(シ) 地籍調査事業（国土調査法（昭和26年法律第180号）第2条

第5項に規定する地籍調査を行う事業をいう。)

(ス) (ア)から(シ)までに掲げるもののほか、住宅施設、水産物加工施設
その他の地域の円滑かつ迅速な復興を図るために必要となる施設の
整備に関する事業

(4) 施行期日等

復興法は、一部の規定を除き、公布の日（本年6月21日）から施行
されている（復興法附則第1条本文）が、復興のための特別の措置に関する規定を含む当該一部の規定は、本日から施行するとされた（復興法附則第1条ただし書及び大規模災害からの復興に関する法律の一部の施行期日を定める政令（平成25年政令第236号））。

2 筆界特定の手続に関する事務の取扱い

(1) 筆界特定の申請に関する不登法の特例

復興法に基づく復興のための特別の措置として、復興整備事業の実施主体は、不登法第131条第1項の規定にかかわらず、次のアからウまでの要件の下に、筆界特定の申請をすることができるとされた（復興法第36条）。

ア 申請人が次の(ア)及び(イ)の要件を満たす復興整備事業の実施主体であること（同条第1項）。

(ア) 当該復興整備事業が復興法第10条第6項の規定により公表された復興計画に記載された復興整備事業であること。

(イ) (ア)の復興整備事業が土地収用法（昭和26年法律第219号）第26条第1項、公共用地の取得に関する特別措置法（昭和36年法律第150号）第10条第1項又は都市計画法第62条第1項の規定（以下「土地収用法等の規定」という。）より告示されたものであること。

イ その全部又は一部がアの復興整備事業の実施区域として定められた土地の区域内に所在する土地を不登法第123条第3号に規定する一筆の土地とするものであること（復興法第36条第1項）。

ウ 対象土地の所有権登記名義人等（その所在が判明しない者を除く。）の承諾があること（同条第2項）。

この場合における所有権登記名義人等は、対象土地の双方の所有権登記名義人等がこれに当たり、対象土地の一方又は双方が数人の共有

[REDACTED]

に属するものであるときは、その共有者全員がこれに当たる。

また、所在が判明しない所有権登記名義人等とは、所有権登記名義人等が個人である場合にあっては、当該個人の現在の所在が不明である場合のほか、当該個人の生死が不明である場合及び当該個人が死亡したことは判明しているがその相続関係又は相続人の現在の所在が不明である場合を含むものとし、所有権登記名義人等が法人である場合にあっては、当該法人の閉鎖登記記録が廃棄されている場合のほか、当該法人の登記記録に記録されている当該法人の本店又は主たる事務所及びその代表者の登記記録上の住所地を調査したがその所在が判明しない場合を含むものとする。

(2) 筆界特定申請情報の特例

筆界特定の申請人が(1)に基づいて筆界特定の申請をする者であるときは、不登規則第207条第2項各号に掲げるもののほか、申請人が復興法第36条第1項の規定に基づいて申請をする者である旨を筆界特定申請情報としなければならないとされた（特例省令第1条）。

(3) 筆界特定添付情報の特例

ア 筆界特定の申請人が(1)に基づいて筆界特定の申請をする者であるときは、不登規則第209条第1項各号に掲げるもののほか、次の(ア)から(ウ)までに掲げる情報を法務局又は地方法務局に提供しなければならないとされた（特例省令第2条第1項）。

(ア) 申請人が(1)アの復興整備事業の実施主体であることを証する情報（同項第1号）

具体的には、公表された復興計画の写し及び土地収用法等の規定による告示が掲載された公報等の写しがこれに当たる。

(イ) 対象土地の全部又は一部が当該復興整備事業の実施区域として定められた土地の区域内に所在することを証する情報（同項第2号）

具体的には、(ア)に掲げる公表された復興計画の写し及び土地収用法等の規定による告示が掲載された公報等の写しに、実施区域を表示する図面、図書等（土地収用法第26条の2第2項、都市計画法第60条第3項第1号、第2号等参照）の写しを併せたものがこれに当たる。

(ウ) 対象土地の所有権登記名義人等の承諾を証する当該所有権登記名

義人等が作成した情報（対象土地の所有権登記名義人等のうちにその所在が判明しない者がある場合にあっては、その者についてはその所在が判明しないことを証する申請人が作成した情報）（特例省令第2条第1項第3号）

具体的には、対象土地の所有権登記名義人等の承諾を証する当該所有権登記名義人等が作成した情報については、復興整備事業の実施主体である申請人が(1)の筆界特定を申請することを承諾する旨を記録した当該所有権登記名義人等が作成した情報がこれに当たる。また、対象土地の所有権登記名義人等のうちにその所在が判明しない者がある場合におけるその者についてはその所在が判明しないことを証する情報については、当該者が個人である場合にあっては、申請人が当該個人の所在を把握すべく実施した調査の内容及びその結果を記録した情報に当該調査の内容を裏付ける資料（例えば、当該個人が登記簿上の住所に居住していないことを市区町村長が証明した書面等）を添付したものが、当該者が法人である場合にあっては、申請人が当該法人の本店又は主たる事務所及びその代表者の所在を把握すべく実施した調査の内容並びにその結果を記録した情報にその調査の内容を裏付ける資料（例えば、当該法人の登記事項証明書並びに当該法人の本店又は主たる事務所及びその代表者の登記記録上の住所に送付した郵便物が不到達であったことを証する書面等）を添付したものが、それぞれこれに当たる。

イ ア(ウ)の情報を記載した書面には、その作成者が署名し、又は記名押印しなければならないとされた（特例省令第2条第2項）。

なお、記名押印がされた当該書面には、当該記名押印した者の印鑑に関する証明書を添付することを要しない。

(4) 筆界特定の手続中に対象土地の所有権登記名義人等の所在が判明した場合の取扱い等

(1)による筆界特定の申請がされた場合における対象土地の所有権登記名義人等は、筆界特定の手続における関係人に当たる（不登法第133条第1項第1号）ので、このうちその所在が判明しない者について筆界特定の申請の通知等を行う場合には、対象土地を管轄する法務局又は地方法務局の掲示場に掲示することによって行い、掲示を始めた日から

2週間を経過したときに、当該通知が関係人に到達したものとみなされることとなる（不登法第133条第2項（不登法第136条第2項、第140条第6項及び第144条第2項において準用する場合を含む。））。

この場合において、筆界特定の手続開始後、当該者の所在が判明したときは、不登法第133条第2項後段の規定により筆界特定の申請の通知が関係人に到達したものとみなされる日から起算して1週間を経過する日までの間に、当該者から（1）による筆界特定の申請を承諾しない旨の書面による申出があったときに限り、不登法第132条第1項第2号に該当するものとして、当該申請を却下するものとする。

なお、当該書面には、作成者が署名し、又は記名押印しなければならないものとする。

（5）筆界特定の申請の手数料について

（1）による筆界特定の申請の手数料については、不登法第131条第1項の規定による通常の筆界特定の申請における手数料と同じである（同条第3項、大規模災害からの復興に関する法律施行令附則第4条の規定による改正後の登記手数料令（昭和24年政令第140号）第1条及び第8条第1項並びに特例省令附則第3条による改正後の筆界特定申請手数料規則（平成17年法務省令第105号）第2条第1項）。

（6）その他の留意点

（1）の申請をしようとする復興整備事業の実施主体から事前相談がされた場合には、申請に係る筆界に関する資料の状況等について、積極的に応ずるものとする。

また、筆界特定の手続中においても、申請人である復興整備事業の実施主体との間で、柔軟な協議を行うものとする。

第2 復興特区法に係る筆界特定の手続に関する事務の取扱いについて

1 復興特区法の概要

（1）復興特区法の目的等

復興特区法は、東日本大震災からの復興が、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の連携協力が確保され、かつ、被災地域の住民の意向が尊重され、地域における創意工夫を生かして行われるべきものであることに鑑み、復興特別区域基本方針、復興整備計画の実施に係る特

別の措置等について定めることにより、東日本大震災からの復興に向けた取組の推進を図り、もって東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生に資することを目的とするものである（復興特区法第1条）。

なお、復興法の規定は、平成25年4月12日以後に発生した災害に適用することとされており（復興法附則第2条）、東日本大震災からの復興に関する事項は、引き続き、復興特区法の定めるところによることとなる。

（2）復興特別区域基本方針

政府は、東日本大震災復興基本法（平成23年法律第76号）第2条の基本理念にのっとり、かつ、同法第3条に規定する東日本大震災復興基本方針に基づき、復興特別区域（復興推進計画の区域、復興整備計画の区域及び復興交付金事業計画の区域をいう。）における復興推進事業、復興整備事業及び復興交付金事業等の実施による東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進に関する基本的な方針（以下「復興特別区域基本方針」という。）を定めなければならないとされた（復興特区法第3条第1項）。

（3）復興整備計画

ア 被災関連市町村（復興特区法第4条第1項に規定する特定被災区域内にある東日本大震災による被害により土地利用の状況が相当程度変化した地域又はこれに隣接し、若しくは近接する地域その他の復興特区法第46条第1項各号に該当する地域であって、市街地の整備に関する事業、農業生産の基盤の整備に関する事業その他の地域の円滑かつ迅速な復興を図るための事業を実施する必要がある地域をその区域とする市町村をいう。以下同じ。）は、単独で又は被災関連都道県（当該被災関連市町村の存する都道県をいう。以下同じ。）と共同して、復興整備計画を作成することができるとされた（復興特区法第46条第1項）。

イ 復興整備計画には、復興整備計画の区域、復興整備計画の目標、復興整備計画の期間等のほか、復興整備事業（復興整備計画の目標を達成するために必要な第1の1(3)イ(ア)、(イ)、(エ)から(シ)までに掲げる事業及び復興特区法第57条第1項に規定する復興一体事業並びに

これらのほか、住宅施設、水産物加工施設その他の地域の円滑かつ迅速な復興を図るために必要となる施設の整備に関する事業をいう。以下同じ。)に係る実施主体、実施区域その他の東日本大震災復興特別区域法施行規則(平成23年内閣府令第69号)第34条に規定する事項等を記載するものとされ(復興特区法第46条第2項)、被災関連市町村及び被災関連都道県は、復興整備計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないとされた(同条第6項)。

2 筆界特定の手続に関する事務の取扱い

(1) 復興法に係る定めの準用

この通達第1の2の定め(復興法に係る筆界特定の手続に関する事務の取扱い)は、復興特区法第73条第1項の規定により復興整備事業の実施主体が申請する筆界特定の手続について準用するものとする。この場合において、次の表の左欄に掲げるこの通達の定め中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える定め	読み替えられる字句	読み替える字句
第1の2(1)	復興法 復興のための特別の措置 第36条) 第10条第6項 復興計画 土地収用法(昭和26年法律第219号)第26条第1項、公共用地の取得に関する特別措置法(昭和36年法律第150号) 第10条第1項又は都市計画法第62条第1項の規定(以下「土地収用法等の規定」という。)	復興特区法 復興整備計画の実施に係る特別の措置 第73条) 第46条第6項 復興整備計画 土地収用法等の規定
第1の2(2)	復興法第36条第1項	第73条第1項
		復興特区法第73条第1

		項
	第1条	第3条において読み替えて準用する特例省令第1条
第1の2(3)	第2条第1項)	第3条において準用する特例省令第2条第1項)
	復興計画	復興整備計画
	第2条第1項第3号	第3条において準用する特例省令第2条第1項第3号
	第2条第2項	第3条において準用する特例省令第2条第2項

(2) 経過措置

ア 特例省令の施行前に特例省令附則第2条の規定による改正前の不登規則（以下「旧規則」という。）第207条第2項第5号の規定に基づき明らかにされた事項又は旧規則第209条第1項第7号の規定に基づき提供された情報は、特例省令第3条において読み替えて準用する特例省令第1条又は第2条の規定に基づき明らかにされた事項又は提供された情報とみなすとされた（特例省令附則第4条第1項）。

したがって、特例省令の施行前に提供された筆界特定申請情報又は筆界特定添付情報は、特例省令の施行後も、筆界特定申請情報又は筆界特定添付情報としての性質を有する。

イ (1)において読み替えて準用する第1の2(3)イの定めのとおり、特例省令第3条において準用する特例省令第2条第1項第3号に掲げる情報を記載した書面には、その作成者が署名し、又は記名押印しなければならないとされ、この場合における記名押印がされた書面には、当該記名押印した者の印鑑に関する証明書を添付することを要しないとされた。

これに伴い、特例省令の施行前に、旧規則第211条第7項において準用する不動産登記令（平成16年政令第379号）第19条第2項の規定又は旧規則第50条第2項において準用する旧規則第48条第1項第3号の規定に基づき提供された印鑑に関する証明書について



は、旧規則第213条第1項ただし書の規定は、なおその効力を有するとしてされた（特例省令附則第4条第2項）。

したがって、特例省令の施行前に提出されたこれらの印鑑に関する証明書については、特例省令の施行後も、原本の還付を請求することができない。